

除 雪 業 務 処 理 要 領

別海町役場建設水道部

除雪業務処理要領

第1 適用範囲

- 1 この要領は、別海町が契約する除雪業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 業務処理に係る事項は、業務委託契約書によるもののほか、本要領によるものとする。

第2 法令の遵守

受注者は道路法、道路交通法、労働安全衛生法及びその他関係法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

第3 委託路線

除雪委託路線及び施設等については、別添路線図及び資料による。

第4 事前準備

- 1 受注者は、契約後速やかに委託路線等の路面及び施設等下記項目について確認し、必要により業務担当員と協議すること。また、要保護世帯、公共施設についても同様とする。
 - (1) 橋梁ジョイント、マンホール、排水蓋、凹凸等路面状況
 - (2) 道路工作物、占用物件の位置等作業の支障箇所
 - (3) 人家、沿道工作物、歩道、投雪場所、堆雪スペース
- 2 業務に使用する車両
道路上で作業を行う車両については、下記必要事項を業務担当員に提出すること。また、契約期間中に使用機械に変更がある場合は速やかに業務担当員へ報告すること。
 - (1) 業務処理責任者の選定通知書
 - (2) 対人対物賠償保険の写し
 - (3) 道路使用許可申請書の写し

第5 作業工種及び作業順序

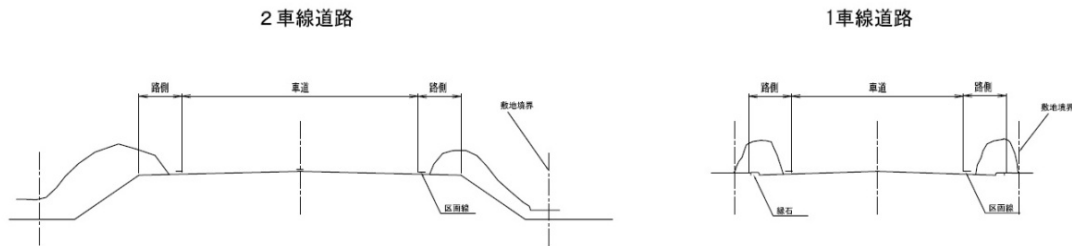
除雪業務の主な作業工種、作業概要は次のとおりとする。

1 新雪除雪

路面の積雪を路側に排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や硬い圧雪が形成される前に作業を実施し、プラウによる比較的高速作業が可能な状態をいう。

作業順序は、路線毎に車線数を確保した後に次の路線へ移動する。積雪の状況により2車線の確保に時間を要する場合は、業務担当員と協議し、1車線確保を優先し次の路線へ移動する。この場合必要に応じ退避場を設ける。

なお、車道の除雪については、午前7時30分の完了を目途とする。



2 路面整正

路面上に形成された圧雪や氷盤の除去や、轍掘れした圧雪の不陸を切削し、平滑化する作業をいう。

3 拡幅除雪

所定の幅員や次期堆雪スペースの確保、吹き溜まりの防止のため路側に堆積した雪路側のさらに外側に排除したり雪堤に積み上げたりする作業。

4 運搬排雪

市街地や人家連たん部等の堆雪スペースの狭い箇所、降雪や除雪作業によって雪堤が成長して路側への堆雪・拡幅余地がなくなったとき、堆積した雪を所定の場所に運搬・排除して幅員や堆雪スペースを確保する作業をいう。

5 歩道除雪

歩道上の積雪を排除し、又は歩道路面を平滑に保ち、歩行者の歩行に支障のないスペースを確保する作業をいう。

作業の優先順位は次のとおりとする。

- 1 バス路線及び医療機関、消防施設
- 2 上記以外の町道
- 3 私道（生乳搬出路）
- 4 要保護世帯及び公共施設

第6 業務準備

受注者は、常に気象情報に留意し異常気象等に備え、常に作業が実施できるように準備体制を整えていなければならない。

第7 出動体制及び出動基準

1 出動の指示

町有除雪車・民有除雪車の出動は建設水道部管理課職員の指示によるものとし、降雪時は午前4時30分から午前5時までに始業点検を完了し出動する。但し、降雪の状況により出動時間が早まるときがある。

2 出動基準

新雪除雪は、降雪により新たな積雪が10cm以上となった場合、または予想される場合に管理課の指示により出動する。

3 夜間・異常気象時の対応

除雪作業の安全確保のため、夜間（22時～5時）及び異常気象時は除雪作業を行わない。但し、警察・消防等からの要請、また積雪量が多い場合等はこの限りではない。

*異常気象の基準は、50m先の視界（電柱1径間）が確保できない状況をいう。

第8 安全管理

- 1 業務にあたっては、通行人、通行車両に十分注意を払い、一般の交通の安全を確保しなければならない。特に路上で交通を遮断せずに行う場合は、一般交通に影響を及ぼさないとともに、業務の安全を確保すること。
- 2 受注者は、業務の実施に影響を及ぼす事故あるいは人身に怪我を負わせたとき、また第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅延なくその状況を業務担当員に報告しなければならない。（別添事故報告書を提出）
- 3 異常降雪、地吹雪等により、視界が悪化し作業の安全確保が困難と判断されるときは、作業を一時中止し、地区担当のパトロール員及び業務担当員に報告しその指示を受けること。
- 4 除雪作業に従事する車両及び機械は、道路交通法施行令第14条3に基づき、黄色の灯火をつけなければならない。
- 5 作業に伴い交通規制が必要な場合は、事前に業務担当員に報告すること。

第9 処理状況報告書

受注者は、乗務委託を実施した日について、道路除排雪作業日報を作成し、業務実施日から4日以内に、また、除雪業務実績報告書については、毎月10日までに発注者に提出すること。

第10 その他

- 1 作業にあたり、道路付属物及び周辺の工作物などの破損・埋雪には十分気をつけること。損傷した場合は速やかに業務担当員へ報告すること。
- 2 道路交差点では、段差が生じないように摺り付けて仕上げる。また、作業に伴い路面上に雪が残った場合は必ず取り除くこと。
- 3 砂利道路の除雪は草地に砂利が飛散しないよう十分注意すること。
- 4 業務担当員からの指示以外での出動は作業時間に加算しないので注意すること。
- 5 担当路線の作業順序は公平性を保つためその都度変更すること。
- 6 生乳搬出路については町道から生乳処理室までとし、除雪の実施に当たっては、別紙のとおりとする。
- 7 バス路線は、コースによって半月及び1カ月毎に逆周りになるコースがあるので、業務担当員の指示を受けること。
- 8 除雪車の故障等により出動できない場合は、業務担当員に連絡し、支持を受けること。

第 11 協議事項

この除雪業務処理要領の定めのない事項については、発注者受注者協議の上定めるものとする。